

山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町村が行う市街地再開発事業等に要する経費及び市街地再開発事業等を行う施行者に補助を行う市町村の当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その取扱いについては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地再開発事業等
別表に掲げる事業をいう。
- (2) 社会資本整備総合交付金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け、国官会第2317号）をいう。
- (3) 社会資本整備総合交付金交付申請等要領
社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付け、国官会2379号）をいう。
- (4) D I D地区
最新の国勢調査に基づく人口集中地区をいう。
- (5) 地区計画
都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画をいう。
- (6) 防災街区整備地区計画
密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集法」という。）第2条第5項に規定され、更に、都計法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。
- (7) 沿道地区計画
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号。）第9条第1項に規定され、更に、都計法第12条の4第1項第3号に掲げる沿道地区計画をいう。
- (8) 容積率
建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第52条第1項第1号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (9) 建築物等
建基法第2条第1号に規定する建築物又はその他の工作物をいう。
- (10) 補助事業主体

市街地再開発事業等に係る国の社会資本整備総合交付金の交付を受け、更に、この要綱に基づいて補助金の交付を受ける市町村をいう。

(11) 施行者

市街地再開発事業等を行う個人、組合、再開発会社又は市町村をいう。

(12) 国庫補助対象事業費

第3別表に掲げる事業について、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づいて算出した交付金交付対象事業費をいう。

第3 補助金交付対象事業

補助金の交付対象事業は、別表のとおりとする。

第4 補助金の額

この要綱に基づいて補助事業主体に交付される補助金の額は、第3別表に掲げる事業の国庫補助対象事業費に対して、別表の区分毎に定められた補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、整備計画の作成及び事務費に係るものについては、交付対象としない。

第5 補助金交付申請

補助事業主体は、規則第4条の規定により別記第1号様式を知事に提出しなければならない。

第6 補助金の変更交付申請

補助事業主体は、第5に基づいて交付申請をした後に、経費の配分の変更をする場合又は事業の内容の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、別記第2号様式を知事に提出しなければならない。

第7 軽微な変更

第6に規定する軽微な変更とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第1章第2において規定された軽微な変更該当する場合とする。

第8 補助金の交付決定等

知事は、補助事業主体から提出のあった第5の補助金交付申請書又は第6の補助金交付変更申請書について、市街地再開発事業等の目的及び内容に関して適正であるかどうか、申請書類等に不備又は不適当なものがないかを審査し、適正かつ不備・不適当でないとき認めるときは、速やかに別記第3号様式により補助金の交付を決定したことを通知するものとする。

第9 事業の中止（又は廃止）の承認申請

第8に基づいて補助金交付決定通知書を受けた補助事業主体は、事

業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに別記第4号様式を知事に提出しなければならない。

第10 事業の中止（又は廃止）の承認

知事は、補助事業主体から第9の規定による承認申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、別記第5号様式により通知するものとする。

第11 完了期日変更報告

第8に基づいて補助金交付決定通知書を受けた補助事業主体は、事業が予定の期間内に完了することが困難となった場合は、速やかに別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

第12 状況報告

第8に基づいて補助金交付決定通知書を受けた補助事業主体は、規則第10条の規定により市街地再開発事業等に関して知事が状況報告を求めた場合は、知事の求めに応じて必要な報告を行わなければならない。

第13 実績報告書

第8に基づいて補助金交付決定通知書を受けた補助事業主体は、市街地再開発事業等に関する実績報告を規則第12条の規定に基づき、別記第7号様式により知事に提出しなければならない。

第14 補助金の額の確定

知事は、第13に基づいて補助事業主体から実績報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る市街地再開発事業等の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業主体に対し別記第8号様式により通知するものとする。

第15 補助金の交付

- 1 補助事業主体は、第14に基づいて補助金の額の確定通知書を受けたときは、別記第9号様式により遅滞なく補助金請求書を知事に提出するものとする。
- 2 補助金は精算払いとする。ただし、知事が、必要と認める場合は、補助金の交付決定額の90パーセント以内の範囲で、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助事業主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、別記第10号様式により補助金概算払い請求書を知事に提出するものとする。

第16 財産の処分の制限

- 1 補助事業主体及び施行者は、市街地再開発事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市街地再開発事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び器具、仮設店舗等（以下「取得財産等」という。）について、国土交通省所管補助金等交付規則第11条に規定される期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業主体及び施行者は、前項の承認を受けようとする場合は、第11号様式を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

第17 書類の整備

- 1 補助事業主体は、市街地再開発事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市街地再開発事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第18 提出部数

規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、2部とする。

第19 書類等の経由

規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄建設事務所長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年8月20日から施行する。
- 2 山梨県市街地再開発補助金交付要綱（昭和58年11月1日）は廃止する。

附 則（平成18年3月31日改正）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日改正）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2、3、4関係）

市街地再開発事業等（補助金交付対象事業）	社会資本整備総合交付金交付要綱の事業細目	区 分	補助率
市街地再開発事業（住宅局） ※注1	イ-10 都市再生整備計画事業 イ-15 地域住宅計画に基づく事業 イ-16 住環境整備事業	①調査設計計画 ②土地整備 ③共同施設整備 ④附帯施設整備	1/6以内 かつ 補助事業主体 が補助する額 の1/4以内と する
市街地再開発事業（都市局） ※注1	イ-10 都市再生整備計画事業 イ-13 市街地整備事業	①調査設計計画 ②土地整備 ③共同施設整備 ④建築物の防災性能強化	
市街地総合再生施設整備 ※注1	イ-16 住環境整備事業	①公開空地等の整備 ②住宅等の建設	
防災街区整備事業（都市局） ※注1	イ-10 都市再生整備計画事業 （うちイ-16-(8)に係るものを除く） イ-13 市街地整備事業	①調査設計計画 ②土地整備 ③共同施設整備 ④建築物の防災性能強化	
優良建築物等整備事業 ※注1 ※DID地区内で以下のいずれかの地区内又は区域内で行われるものをいう。 ア 都計法第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区 イ 再開発法第7条第1項の規定による市街地再開発促進区域 ウ 再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業に関する都市計画 が定められた区域 エ 土地の高度利用を図るために建築物の容積率の最低限度又は建築物等 の高さの最低限度を定めている地区計画の区域 オ 土地の高度利用を図るために建築物の容積率の最低限度又は建築物等 の高さの最低限度を定めている防災街区整備地区計画の区域 カ 土地の高度利用を図るために建築物の容積率の最低限度又は建築物等 の高さの最低限度を定めている沿道地区計画の区域	イ-10 都市再生整備計画事業 イ-15 地域住宅計画に基づく事業 イ-16 住環境整備事業	①調査設計計画 ②土地整備 ③共同施設整備	
基本計画等作成等事業 ※注2	イ-16 住環境整備事業	①基本計画等作成 ②まちなみ形成の推進	1/3以内

補助金の額＝区分毎の費用×補助率（各種別ごとに定められている率）以内

※注1:市町村が施行者に補助（間接補助）するものに限る

※注2:市町村が自ら行うものに限る

第1号様式（第5関係）

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金交付申請書

平成 年度 事業について補助金の交付を受けたいので、山梨県市街地再開発等補助金交付要綱第5の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 補助事業の完了予定期日及び実施計画
平成 年 月 日

- 5 交付申請額
(補助事業に要する経費 千円)
(補助事業主体の補助する金額 千円)

6 交付申請額の算出方法

事業費	控除額	補助基本額	補助率	補助金額

7 事業費充当財源（単位：千円）

事業費	充 当 財 源 内 訳				

- 8 添付書類等
社会資本整備総合交付金交付申請等要領の様式を準用すること。

第2号様式（第6関係）

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け都計第 号をもって交付決定を受けた平成 年度市街地再開発事業等補助金について経費の配分及び内容の変更について承認を受けたいので、山梨県市街地再開発等補助金交付要綱第6の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 変更を必要とする理由
- 4 補助事業の完了予定期日
平成 年 月 日

- 5 補助金交付変更額
交付決定額 千円
交付変更申請額 千円
差引増△減額 千円

- 6 添付書類
(1) 経費の配分変更書（別紙1）
(2) 事業内容変更書（別紙2）
(3) その他参考となる資料

※別紙1及び2は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領の様式を準用すること。
なお、添付書類等は変更に係る部分のみを添付すること。

第2号様式・別紙1（第6関係）

経費の配分変更書

- 1 経費の配分変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分変更内訳書（別表）

別表 経費の配分の変更内訳書

（単位：千円）

種 別	補助対象事業費		事業主体が補助する額		補 助 率	補助金額	摘要
	金 額	増△減	金 額	増△減			
合 計							

（注）金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を（）書きで記載すること。

第2号様式・別紙2（第6関係）

事業内容変更書

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 関係書類（別紙）

（注）内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、すべて補助金交付申請書の様式を準用し、必要に応じ補助金交付申請書を提出すること。
なお、添付書類等は変更に係る部分のみ添付すること。

第3号様式（第8関係）

都計 第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金交付決定（変更）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更）申請のあった平成 年度市街地再開発事業等補助金については次のとおり交付することに決定したので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第8の規定により通知する。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助金の交付決定額は、 円とする。
- 4 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 5 補助金の交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の実施について、次の各号の一に該当する場合はあらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更又は事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をするとき。
 - ロ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
 - ハ 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
 - (2) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物、その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を受けて同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
 - (3) 本補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合が

ある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
 - 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
 - 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第4号様式（第9関係）

第 年 月 日
平成

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度 市街地再開発事業等事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け都計第 号で交付決定通知を受けた標記事業については、次のとおり当該事業の（ ）部中止（又は廃止）したいので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第9の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 中止（廃止）を必要とする理由
- 4 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額（別紙）
 - ①交付決定額
 - ②廃止申請額
 - ③差引額
- 5 工程表
- 6 添付書類、補助金交付申請書及び交付決定通知書の写し等

(注) () 内には、全部又は一部の別を記載すること。

第4号様式・別紙

事業名	区分	事業量 (当初)	補助事業に要する経費		補助率	県費補助金		備考
			当初補助 申請額	中止(廃止) 申請額		交付 決定額	中止(廃止) 申請額	
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
	附帯事務費							
	計							

第5号様式（第10関係）

都計 第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度 市街地再開発事業等事業中止（廃止）承認決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で（ ）部中止（廃止）承認申請のあった平成 年度市街地再開発事業等事業については、次のとおり承認することに決定したので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第10の規定により通知する。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額
 - ①交付決定額
 - ②廃止決定額
 - ③差引額

（注）（ ）内には、全部又は一部の別を記載すること。

第6号様式（第11関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度 市街地再開発事業等事業の完了期日変更報告書

平成 年 月 日付け都計第 号で交付決定通知を受けた標記事業について、次の事由により事業の完了期日を変更したいので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第11の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 交付決定通知に付された事業の完了期日
平成 年 月 日
- 4 変更すべき事業の完了期日
平成 年 月 日
- 5 変更の事由
- 6 事業実施状況表（別紙）
- 7 工事工程表
- 8 添付書類 ①写真等工事の進捗状況を把握できるもの
②翌年度に亘る場合は、繰越計算書の写し

第6号様式・別紙

地区 (工区名)	項目	事業費	契約済 事業費	契約 年月日	契約 工期	当初の完 了工期ま での予定 出来高	備考
						%	
小計							
小計							
小計							
小計							
小計							
計							

第7号様式（第13関係）

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度 市街地再開発事業等完了実績報告書

平成 年 月 日付け都計第 号で交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第13の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助金の交付決定額及びその清算額
補助金交付決定額 円
補助金清算額 円
- 4 補助事業の実施期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 5 補助事業の成果（別紙）
- 6 添付書類（別紙）

(注) 別紙は、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について」の様式を準用すること。

第8号様式（第14関係）

都計 第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金の額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け都計第 号で交付決定した平成 年度市街地再開発事業等補助金については、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第14の規定により、次のとおり額の確定をしたので通知します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 確定額 円
- 4 補助対象経費 円

第9号様式（第15関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金請求書

平成 年 月 日付け都計第 号をもって補助金の額の確定の通知を受けた平成 年度市街地再開発事業等補助金について、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第15第1項の規定により次のとおり請求します。

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 支払請求額 金 円

補助金交付決定額 (A)	受領済額 (B)	今回請求額 (A-B)	摘要

4 支払方法

振込先金融機関	預金種別	口座番号	住所 氏名

第10号様式（第15関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度 市街地再開発事業等補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付け都計第 号をもって補助金の交付決定を受けた平成 年度市街地再開発事業等補助金について、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第15第3項の規定により次のとおり請求します。

1 事業名

2 地区名

3 概算払い請求額 金 円

補助金交付 決定額 (A)	既概算交付額 (B)	差 引 額 (A - B) = (C)	今回概算請求額 (D)	摘 要

4 概算払い請求の理由

5 支払方法

振込先金融機関	預金種別	口座番号	住所 氏名

第11号様式（第16関係）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印
施行者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 印

平成 年度 市街地再開発事業等に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け都計第 号で交付決定通知のあった平成 年度市街地再開発事業等により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱第16第2項の規定により申請します。

1 事業名

2 地区名

3 処分しようとする財産の明細

4 処分の内容

5 処分しようとする理由

6 その他必要な書類（注）

（注）「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について」の様式を準用すること。